

調査・設計等業務における品質を踏まえた 入札・契約方式の取組と地方公共団体へ の展開に関する考察について

技術・調達政策グループ

首席研究員	小宮 朋弓
主任研究員	下嶋 正憲
研究主幹	隅蔵雄一郎
元主席研究員	小笠原広志

本日の発表内容

1. 背景と目的
2. 国土交通省における入札・契約の取組状況
3. 国土交通省の今後の発注方式に関する考察
4. 地方公共団体における入札・契約の取組状況
5. 地方公共団体の今後の発注方式に関する考察
6. 今後の課題等

1. 背景と目的

■ 公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正(R1.6.14公布・施行)

【背景・必要性】

1. 災害への対応 : 災害時の緊急対応の充実強化が急務
2. 働き方改革関連法の成立 : 長時間労働の是正等、働き方改革の促進が急務
3. 生産性向上の必要性 : 公共工事の持続可能性確保のため、生産性の向上が急務
4. 調査・設計の重要性 : 業務の品質が工事の品質確保を図るうえで重要な役割



【法案改正のポイント】

I. 災害時の緊急対応の充実強化

- ・緊急性に応じて随契等適切な入札・契約方法を選択, 災害協定の締結, 発注者の連携, 等

II. 働き方改革への対応

- ・適正な工期設定、翌年度にわたる工期設定, 中長期的な発注見通しの公表, 等

III. 生産性向上への取組

- ・情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

IV. 調査・設計の品質確保

- ・公共工事に関する調査等について広く本法律の対象として位置づけ

V. その他

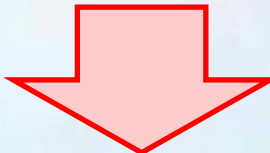
- ・発注者の体制整備

1. 背景と目的

■ 働き方改革関連法(労働基準法の改正)の施行(R1.4.1順次施行)

	見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
↓ 36協定の 限度	・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・<u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u> ③ 年 720時間(月平均60時間) ○ 年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

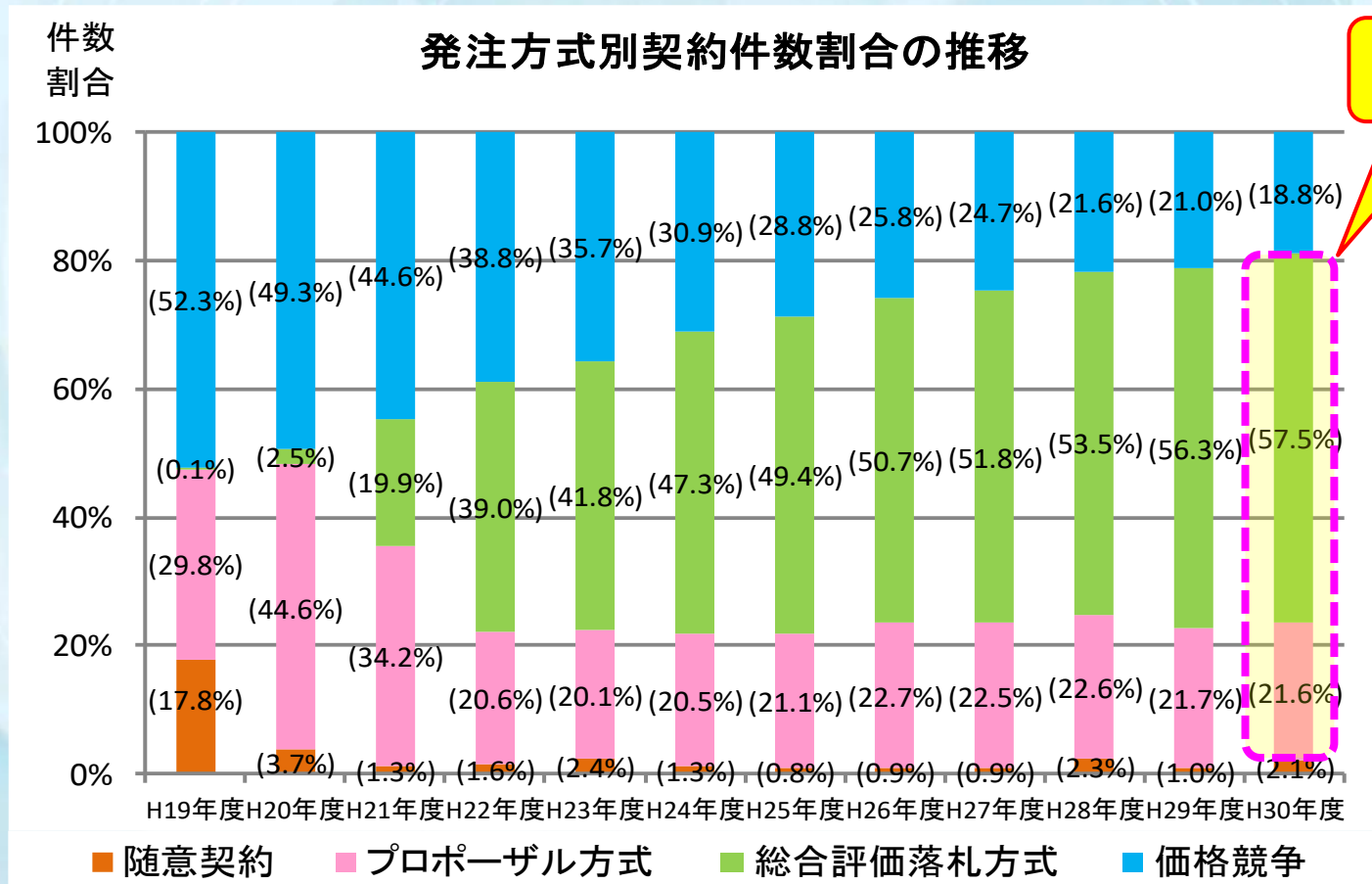
1. 背景と目的

- 品確法に、工事の上流工程に当たる業務が広く本法律の対象として位置づけられた。
国だけでなく、地方公共団体においても、業務の品質確保に対するより一層の取組が求められる状況となっている。
 - 一方、公共工事、業務に携わる発注者、受注者において、長時間労働の是正などの働き方改革の推進が急務。
業務の生産性向上や入札・契約も含めた各種手続きの効率化が求められる状況となっている。
- 
- 本考察では、国土交通省における業務の効率化や品質確保の観点からその対応案について考察するとともに、地方公共団体における調査・設計等業務の品質確保に向けた技術力を優位に評価する契約方式の適用について考察を行う。

2. 国土交通省における入札・契約の取組状況

■総合評価落札方式の導入拡大

- 総合評価落札方式が平成20年度より本格導入、平成30年度には6割弱
- 平成30年度には、**技術力を評価する発注方式が全体の約8割**



約8割

<総合評価落札方式の概要>

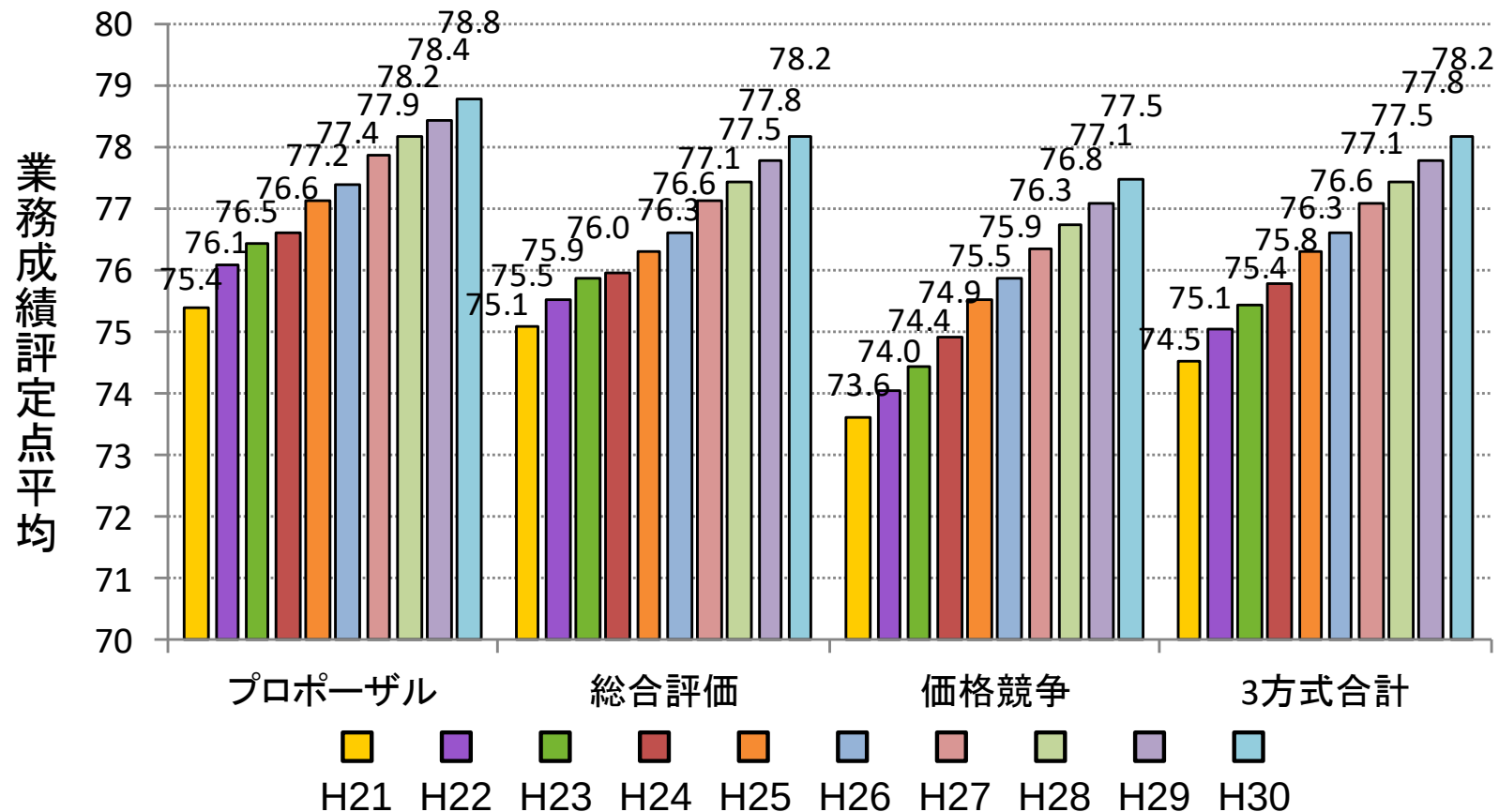
- 価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申し込みをしたものを契約の相手方とする落札者決定方式。
- 事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合に採用
- **価格点と技術点を加算した評価値により落札者を決定**

価格点：技術点	技術提案の内容	評価値における価格点、技術点の配点	
1:3 (標準型)	実施方針 及び 評価テーマ	価格点 (20点)	技術点 (60点)
1:2 (標準型)		価格点 (30点)	技術点 (60点)
1:1 (簡易型)	実施方針 のみ	価格点 (60点)	技術点 (60点)

2. 国土交通省における入札・契約の取組状況

■成果の品質の向上

- 各発注方式ともに業務成績評定点の平均点は年々上昇
- 各年度ともにプロポーザル方式＞総合評価落札方式＞価格競争

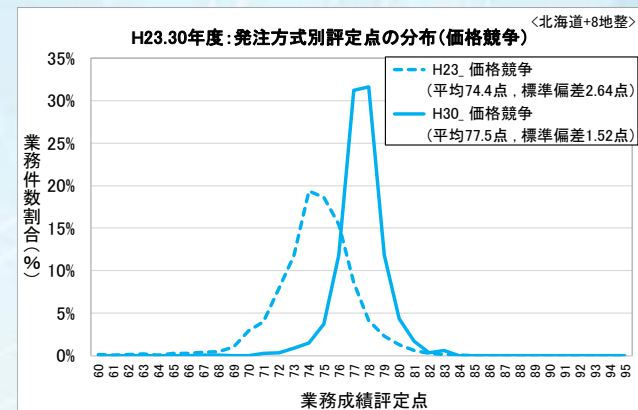
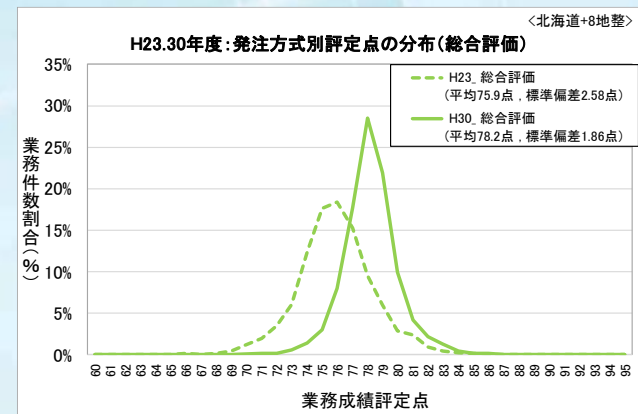
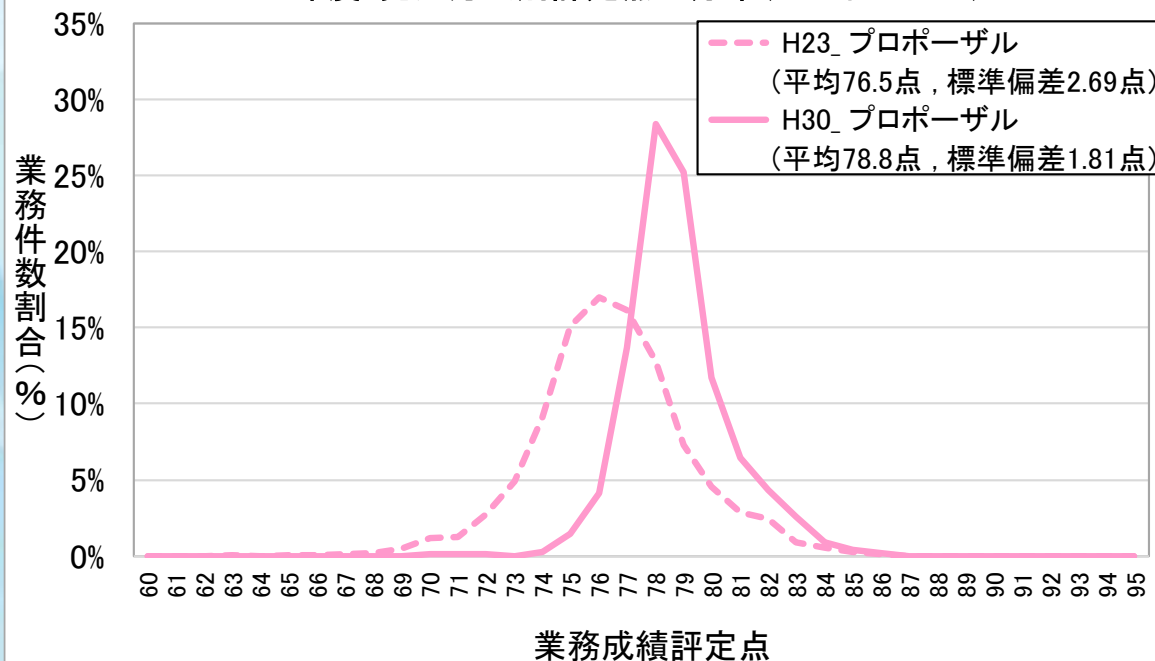


2. 国土交通省における入札・契約の取組状況

■成果の品質の向上

- プロポーザル方式の評定点の分布をみると、平成23年度よりも平成30年度の方がピークとなる点数が高い(平均点76.5点→78.8点)
- 分布のすそ野が狭く、低成績の業務が少なくなり、ピーク付近に分布が集中
- 総合評価落札方式も価格競争も同様の傾向

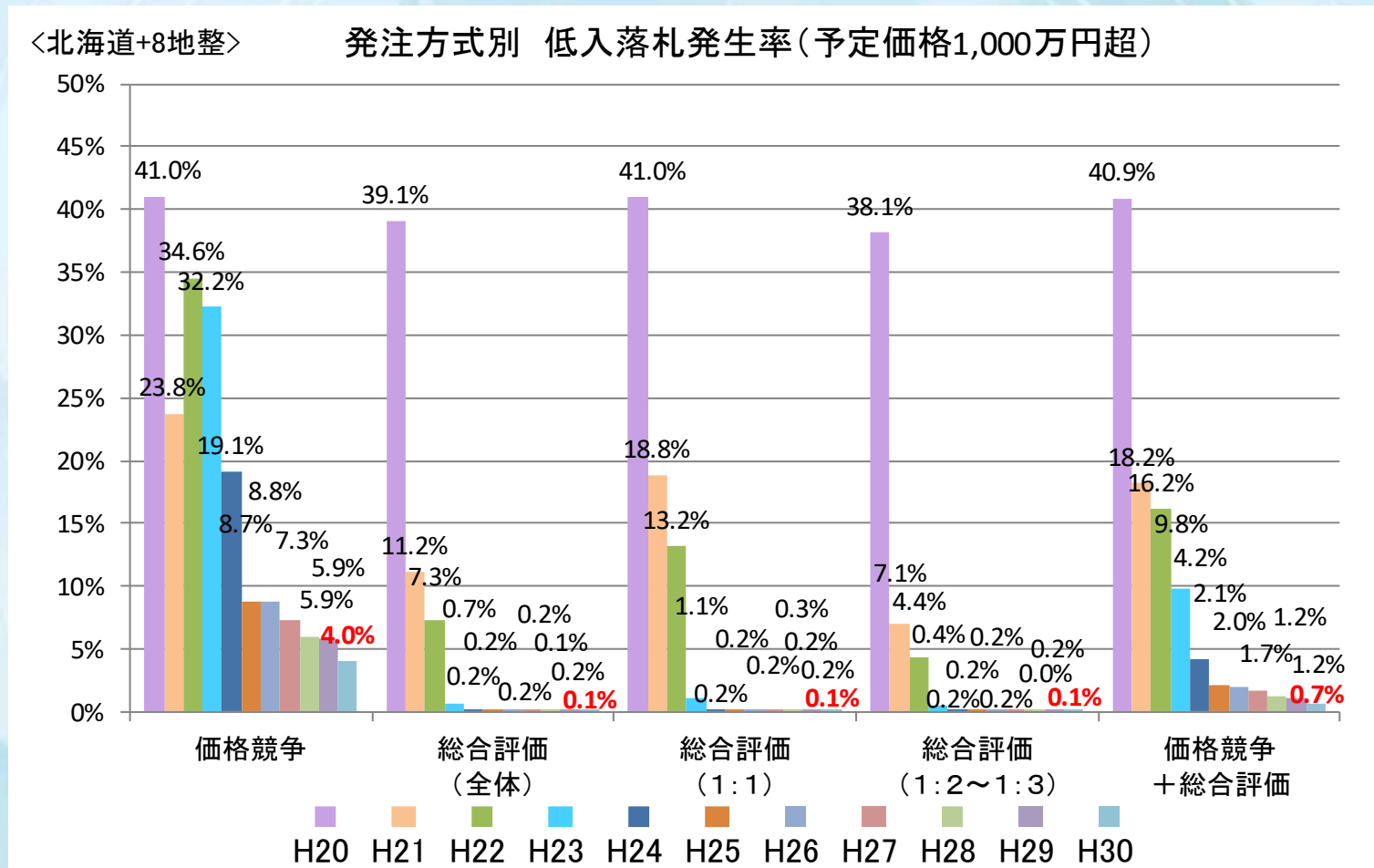
＜北海道+8地整＞
H23.30年度：発注方式別評定点の分布(プロポーザル)



2. 国土交通省における入札・契約の取組状況

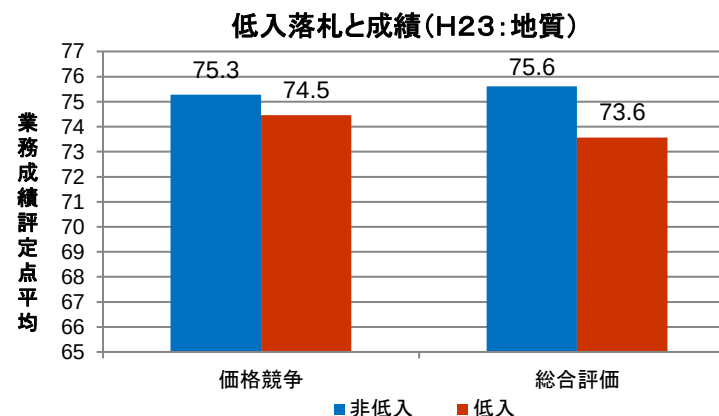
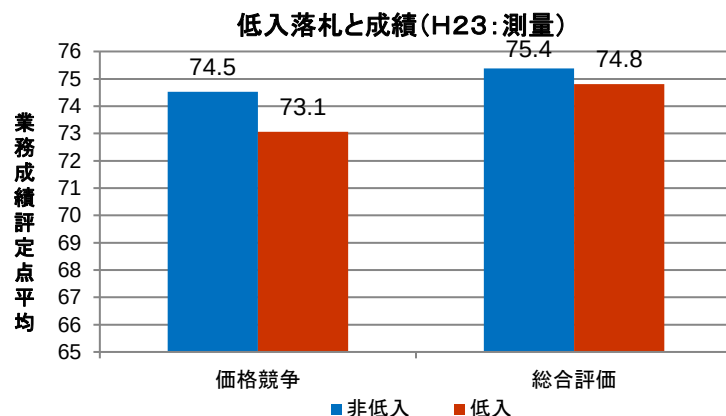
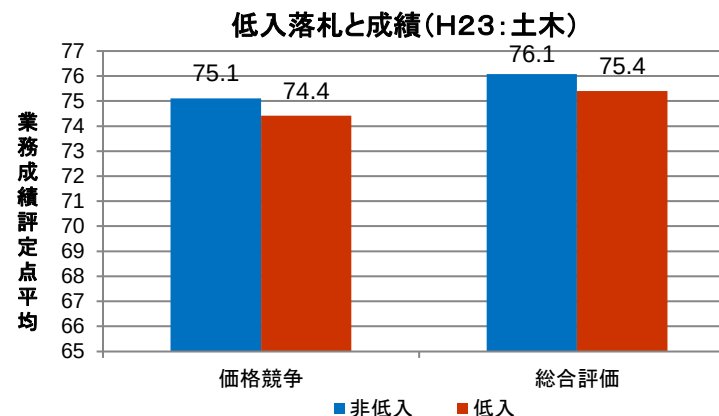
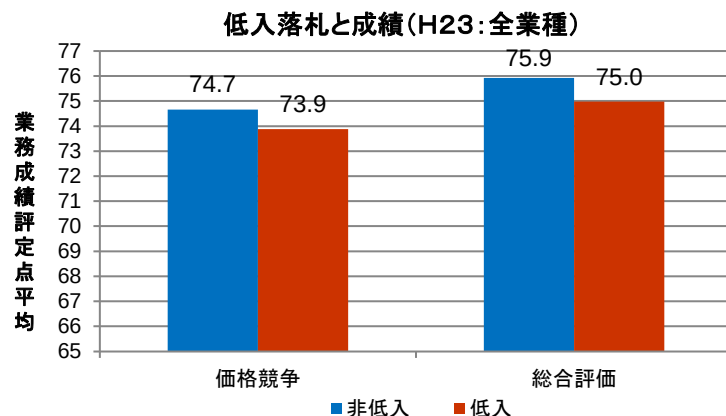
■低入落札の減少

➤ 低入落札発生率は、総合評価落札方式、価格競争ともに年々減少



<低入落札と成績の関係>

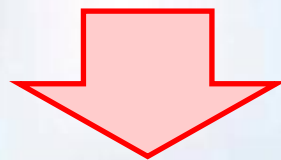
➤ 低入落札した業務の成績は低い傾向



※ 低入落札業務は、予定価格が1000万円超の業務では、落札価格が低入札価格調査基準価格を下回る業務、予定価格が1000万円以下の業務は落札率が75%を下回る業務とした。

2. 国土交通省における入札・契約の取組状況

- ✓ **ダンピング(低入札落札)防止に向けた各種取組や総合評価落札方式の導入・拡大により、低入落札の発生が抑制**
- ✓ **技術力を優位に評価する入札・契約方式が拡大**

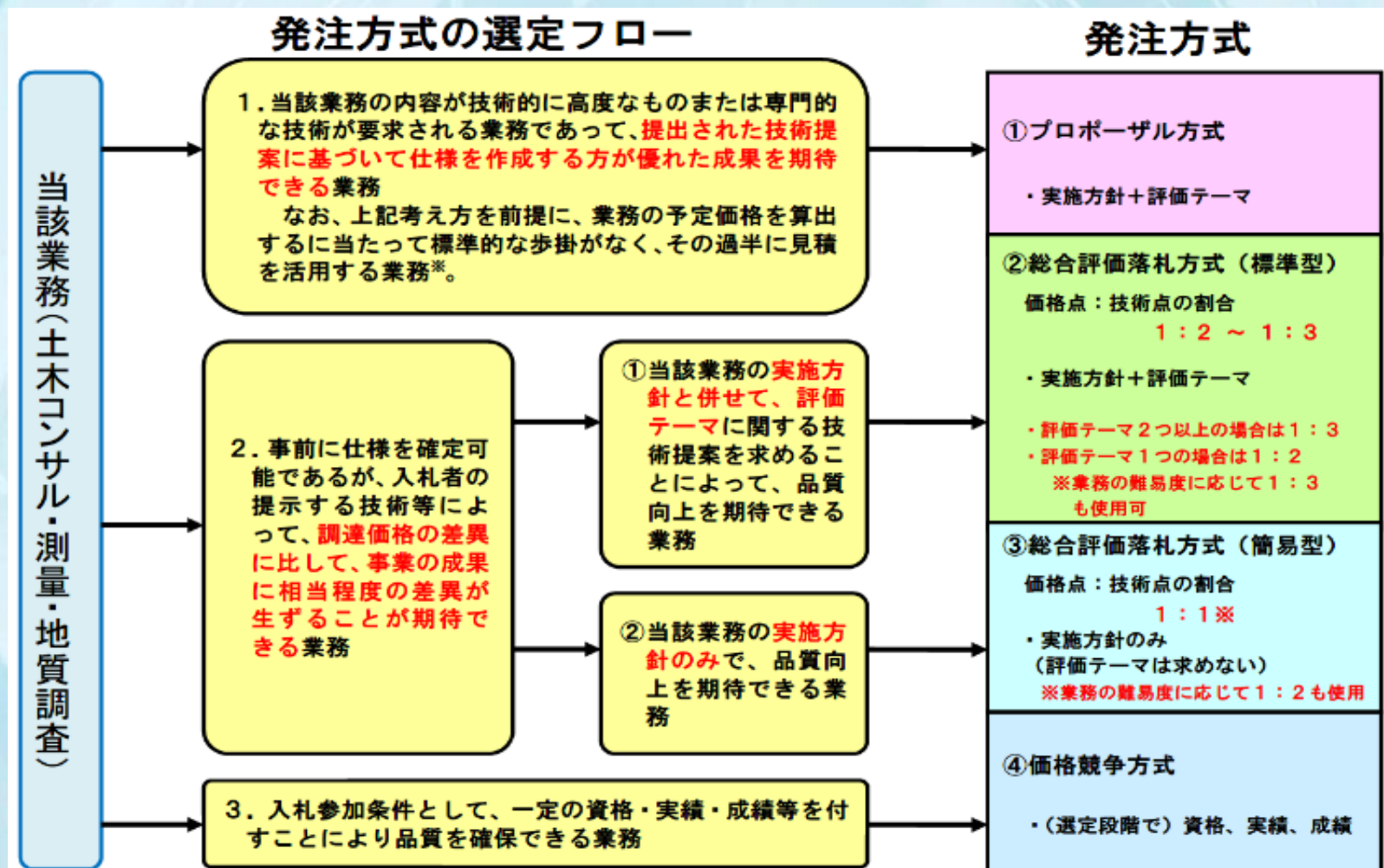


- **調査・設計等業務全体の品質向上に好影響を与えているのではないか**

2. 国土交通省における入札・契約の取組状況

■ 業務内容に応じた発注方式選定の基本的な考え方

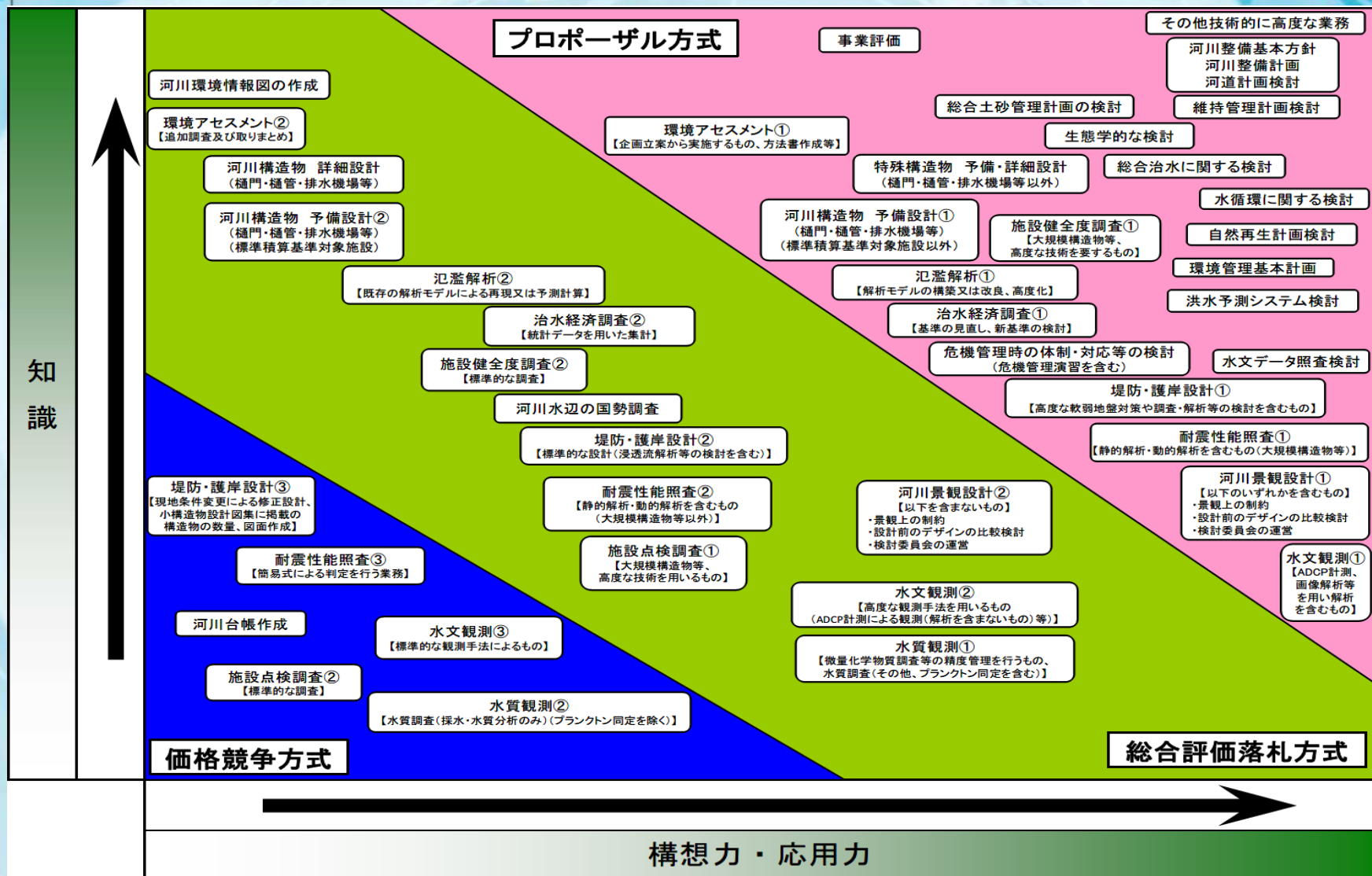
➤ 国土交通省では、業務内容に応じて、適切な発注方式を選定



出典：建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成27年11月（平成31年3月一部改定）国土交通省）

2. 国土交通省における入札・契約の取組状況

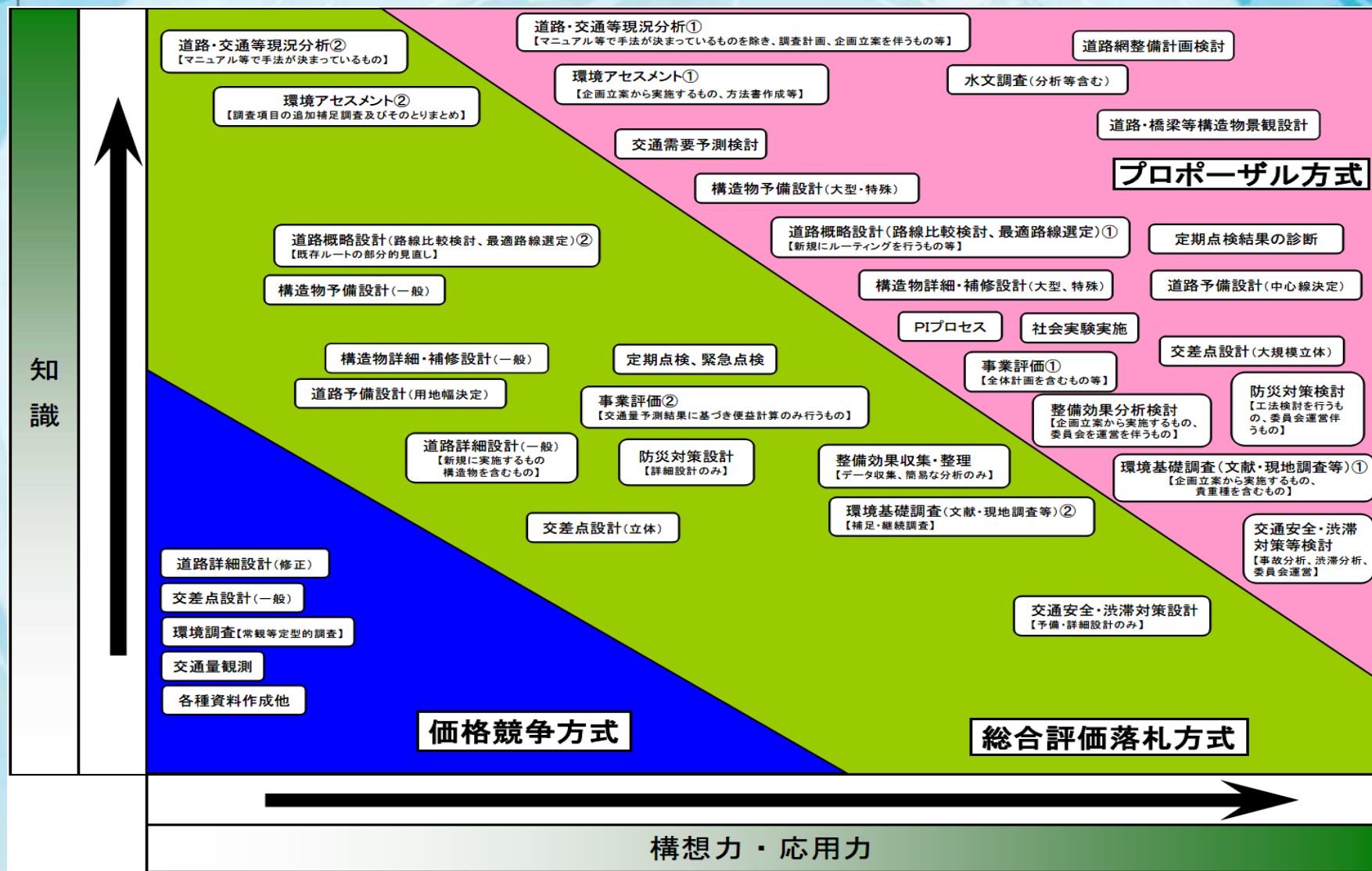
標準的な業務内容に応じた発注方式事例(発注方式選定表)【河川事業】



出典: 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(平成27年11月(平成31年3月一部改定)国土交通省)

2. 国土交通省における入札・契約の取組状況

標準的な業務内容に応じた発注方式事例(発注方式選定表)【道路事業】



出典: 建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン(平成27年11月(平成31年3月一部改定)国土交通省)

2. 国土交通省における入札・契約の取組状況

■ 発注方式選定表と異なる発注方式で選定された事例

		プロポーザル方式で発注	総合評価方式で発注	価格競争方式で発注
ガイドラインに示した方式	プロポーザル	(河)河川整備基本方針、河川整備計画、河道計画検討、特殊構造物予備・詳細設計、治水経済調査、自然再生計画検討等 (道)道路網整備計画検討、交通需要予測検討、道路概略設計、構造物予備設計(大型・特殊)、整備効果分析検討等 (測)データ共有/総合GIS等 (地)地質リスク調査検討、地すべり対策工検討設計(地質解析を含む)、軟弱地盤調査、検討、地質総合解析等 50業種	(道)道路・橋梁等構造物景観設計【65%】 (道)水文調査(分析等含む)【45%】 (測)水文観測①【83%】 航空レーザ測量(応用解析含む)【73%】 移動計測車両による測量①【62%】 その他の応用測量【100%】 画像解析/計測/判読①【75%】 (地)地表地質調査及び資料収集【77%】 防災点検(総合診断)【72%】 地下水調査・解析【41%】 地質調査計画策定【32%】 11業種	(測) GIS/CADデータ化【83%】 1業種
	総合評価	(道)事業評価②(便益計算のみ)【50%】 (河)河川景観設計②【56%】 2業種	(河)詳細設計、河川水辺の国勢調査等 (道)定期点検・緊急点検、道路詳細設計等 (測)空中写真測量、写真地図作成等 (地)ボーリング調査(設計・解析用)、物理探査等 48業種	(測) 修正測量【71%】 基盤地図情報作成【80%】 2業種
	価格競争	(道)環境調査(常観等定型的調査)【プロポ17%、総合評価57%】 各種資料作成他【プロポ14%、総合評価41%】 2業種	(測) 復旧測量【総合評価67%】 既成図数値化【総合評価56%】 一筆調査【総合評価100%】 3業種	(河) 修正設計、河川台帳作成、標準的な施設点検調査、水文観測等 (道) 修正設計、常観調査、交通量調査等 (測) 基準点測量、路線測量、水準測量等 (地) ボーリング調査(支持層確認等)等 25業種

※赤字: 比較的发注件数が多く、全国的に同じ傾向にある業務

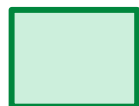
※着色部 ガイドラインの「標準的な業務内容に応じた発注事例」で示された発注方式による選択が50%以下の業務が対象

出典: 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会
(令和元年度 第1回) 資料3 令和2年2月5日

2. 国土交通省における入札・契約の取組状況

- ✓ 業務内容に応じて適切な発注方式を選定しているが、経年的な傾向も踏まえると、業務の実施内容が変化している可能性(要求水準の上昇、手順の標準化、ICT等ツール類の充実等)がある。
- ✓ 国土交通省では、発注方式選定表について「適用率や全国的な影響の有無を踏まえ、各方式ごとに見直し等の検討を実施」の方針を示している。

＜今後の検討方針案＞ R2に整理



(道)道路・橋梁等構造物景観設計等8業種※について、歩掛をとりまとめて、価格競争方式の要素を入れることを検討

※その他、以下の業種を対象

(測)水文観測①、航空レーザ測量(応用解析含む)、移動計測車両による測量①

(地)地表地質調査及び資料収集、防災点検(総合診断)、地下水調査・解析、地質調査計画策定



(道)事業評価②(便益計算のみ)について、内容を分析し、プロポーザルで発注すべきものとプロポーザルで無いものを再分類



(測)修正測量について、総合評価方式から価格競争方式への移行を検討

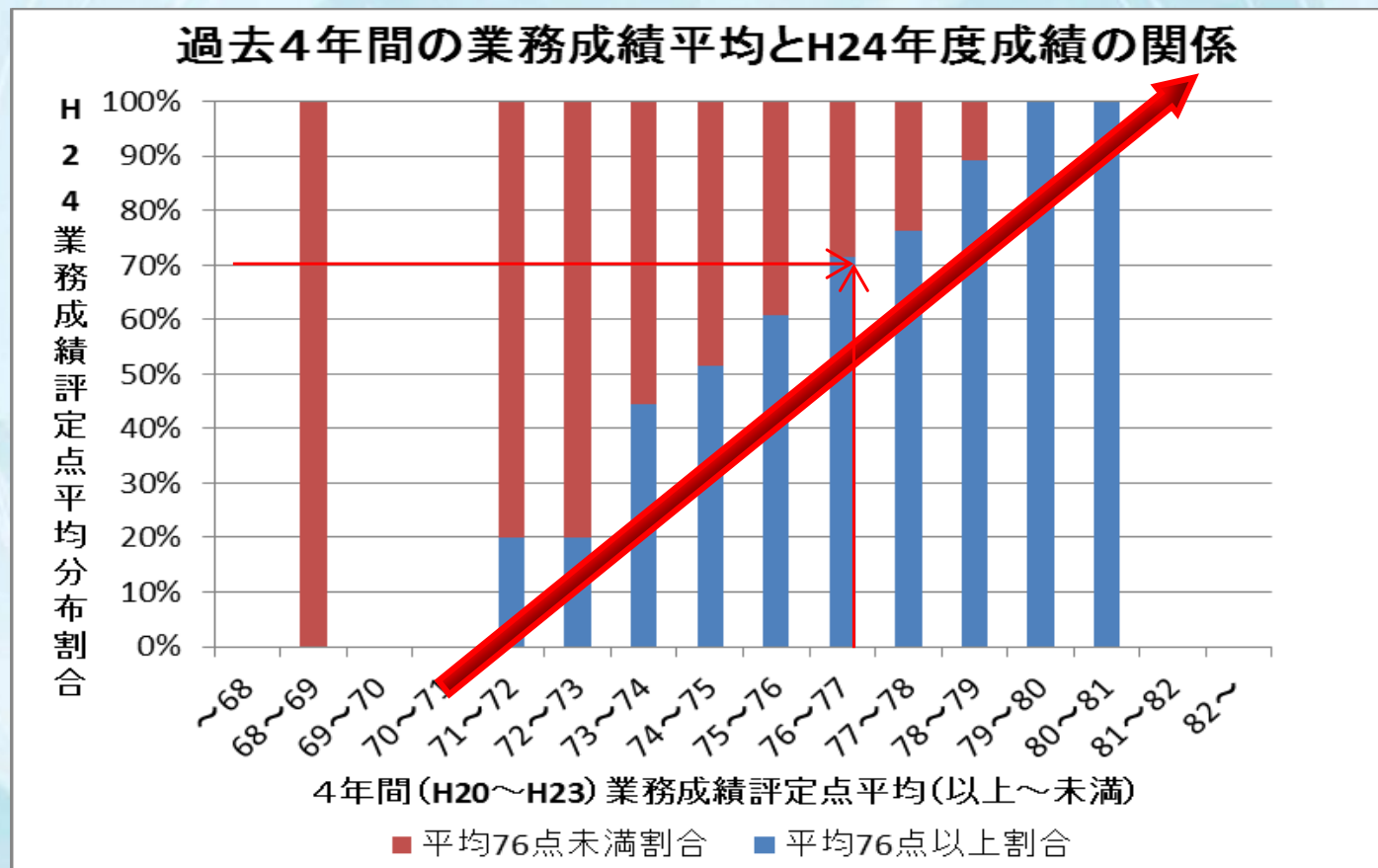


(道)環境調査(常観等定型的調査)や各種資料作成他の業種について、業務内容を踏まえ、価格競争方式から総合評価方式への移行を検討

2. 国土交通省における入札・契約の取組状況

■管理技術者の特性と品質の関係

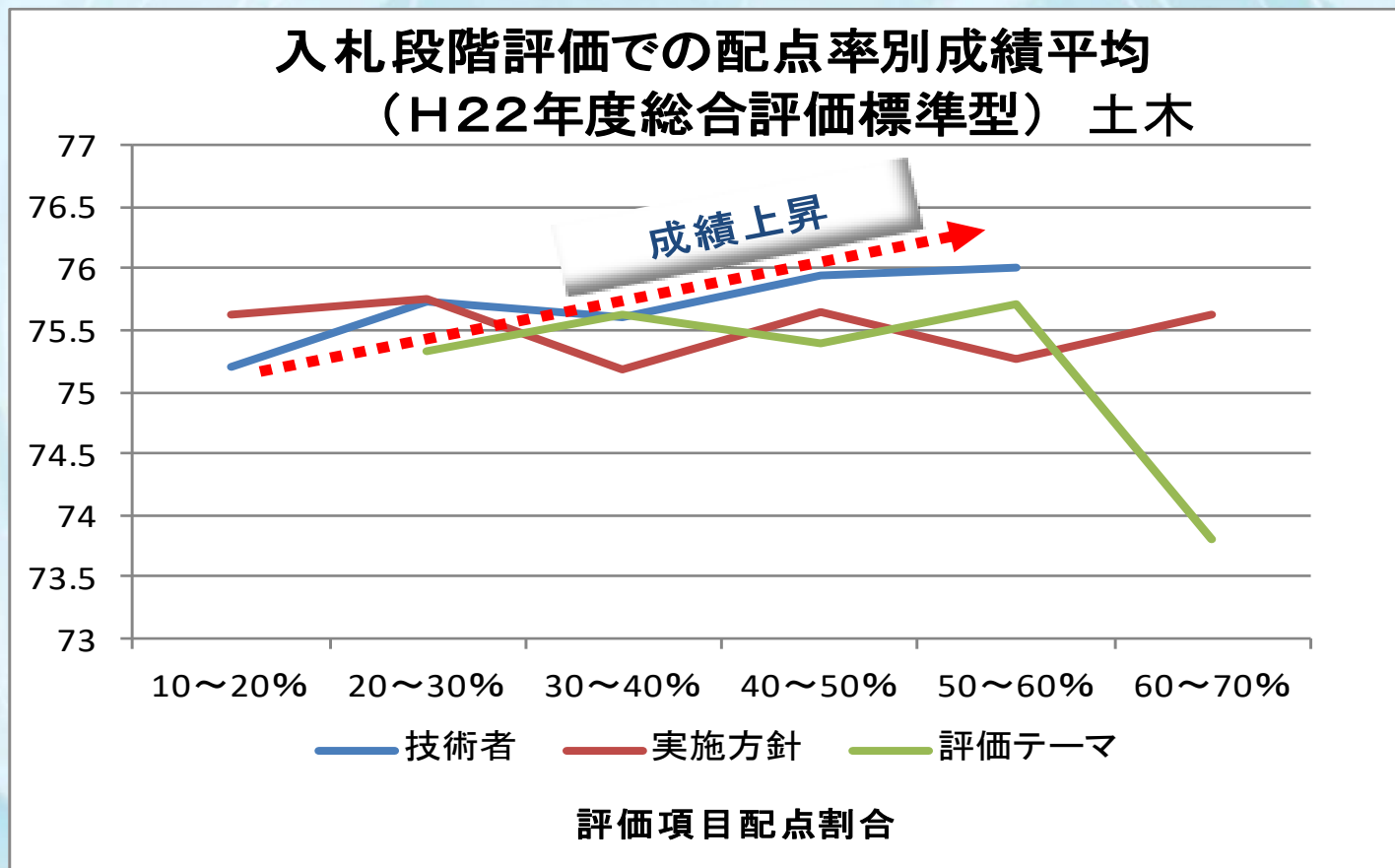
- 過去の業務成績評定点が高い技術者は、当該年度でも高い評定点を得られる期待値が高い。



2. 国土交通省における入札・契約の取組状況

■入札時の技術点の配点と品質の関係

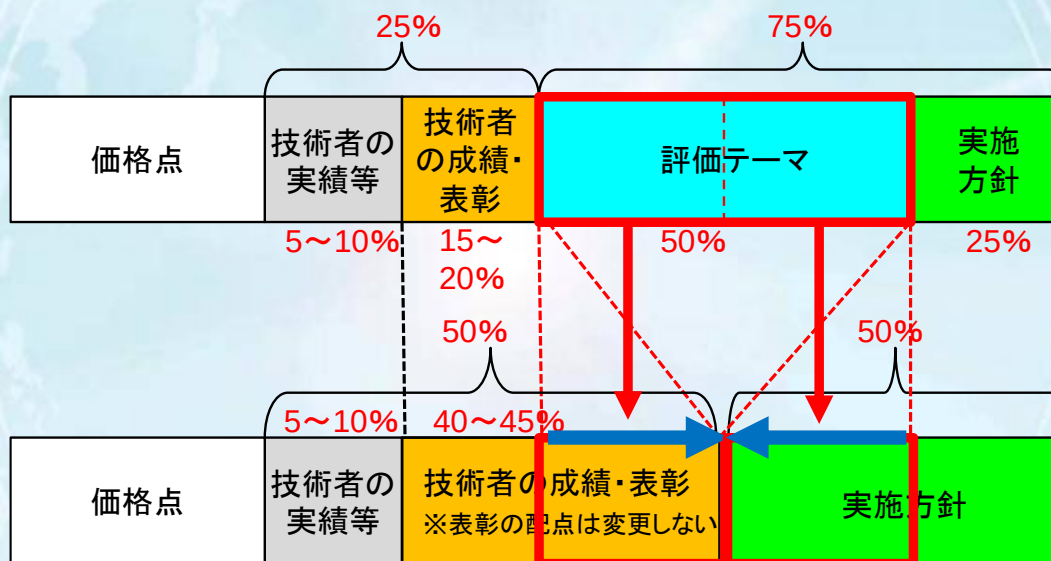
➤ 技術者の配点を高くすると、成績も上昇する傾向がみられる。



2. 国土交通省における入札・契約の取組状況

■「技術者評価を重視した選定」の試行

- 総合評価落札方式(標準型)の技術評価において評価テーマの提案を求めず、その配点を技術者の過去の実績(成績)と実施方針に割り振る方式(平成26年度より、一部の業務で試行)

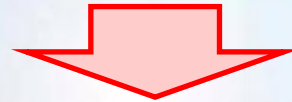


- 試行の結果、適切な者と契約でき、当該試行による事務負担軽減効果や品質に対して悪影響がなかったことが確認された。

3. 国土交通省の今後の発注方式に関する考察

■手続きの簡素化(技術審査の効率化)の取組みの推進

- ✓ 業務の入札・契約方式は技術力を審査する方式の割合が約8割に増加し、入札時の技術提案書の作成(受注者)、審査等の事務(発注者)の負担量については留意が必要。



- 働き方改革の実現に向け、入札契約にかかる事務手続きについても、品質を確保しつつ、手続きの簡素化・効率化が必要ではないか。

3. 国土交通省の今後の発注方式に関する考察

■手続きの簡素化(技術審査の効率化)の取組み(案)

①「技術者評価を重視した選定」を多様な入札契約方式に位置付けて、本格運用を行ってはどうか。

- ←品質に関するデータ分析、適用対象業務、特定の技術者や企業に契約が偏らないような配慮などの対応策の検討が必要
- ←優秀な技術者の参加が制限されないよう、管理技術者の手持ち業務量の制限(10件未満かつ4億円未満)について見直しの余地があるのではない

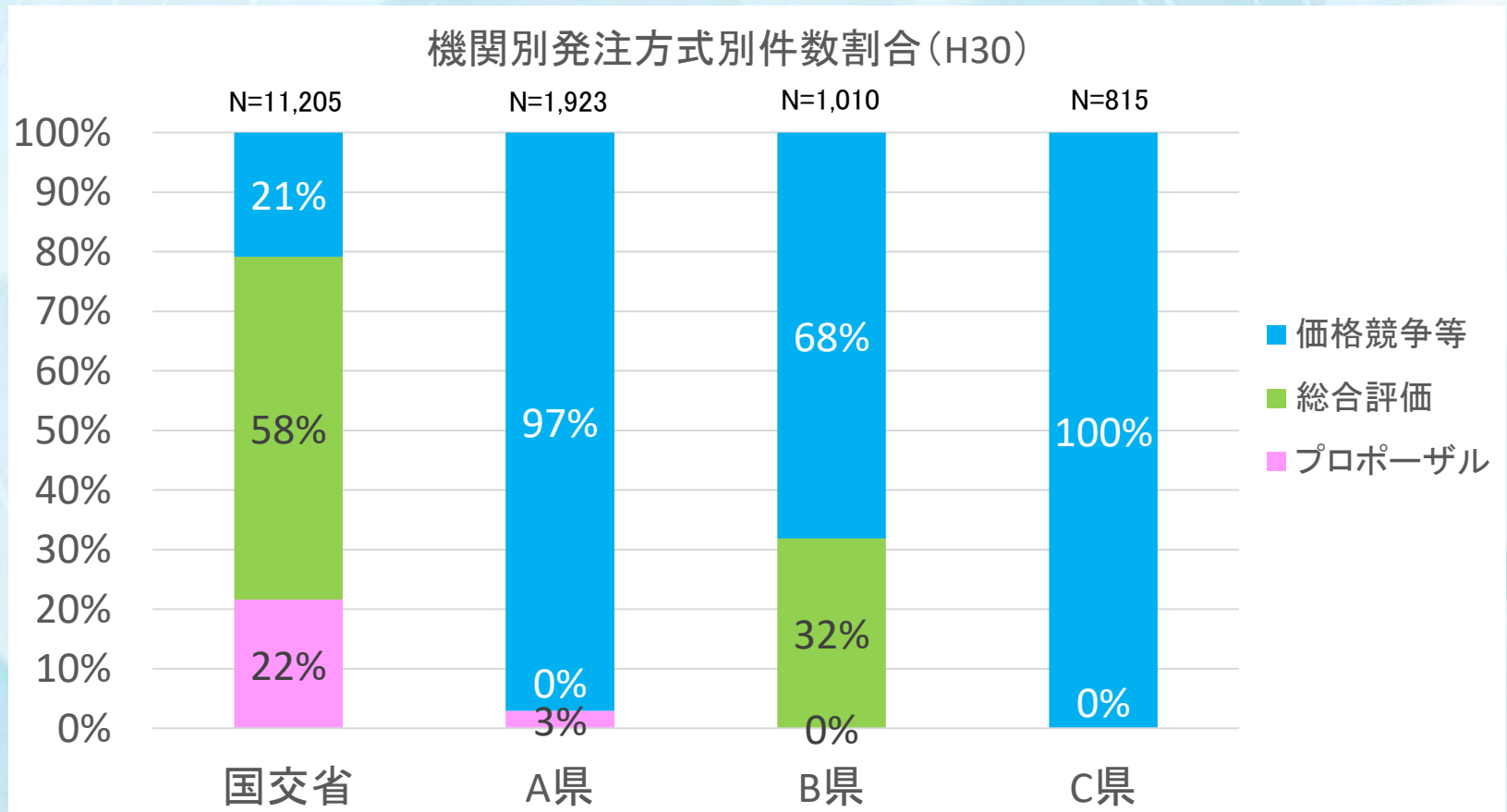
② 技術評価をしなくても品質が確保される見込みが高い業務については、発注方式の見直し(プロポ・総合評価→価格競争)を行ってはどうか。

- ←現場の実態(地域の特性、発注業務の特徴、現場担当者の考え方、等)や受注者側の業務遂行の実態等に留意が必要

4. 地方公共団体における入札・契約の取組状況

■発注方式の導入状況

- プロポーザル方式や総合評価落札方式などの技術力で契約相手を選定する方式の導入については国と比べると進んでいない状況。



出典：発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会
(令和元年度 第1回)資料3 令和2年2月5日

4. 地方公共団体における入札・契約の取組状況

■プロポーザル方式、総合評価落札方式を導入していない理由

	プロポーザル方式		総合評価入札方式	
	導入の有無	導入していない理由	導入の有無	導入していない理由
A県	本格的に導入	—	導入していない	高い構想力や技術力が求められる業務についてはプロポーザル方式により適切に評価できているため。
B県	試行的に導入	(具体的な基準なし)	試行的に導入	—
C県	導入していない	指名競争入札、又は、随意契約であるため、発注方式の設定基準がない	導入していない	指名競争入札を実施しており、現在のところ特に課題等発生していない

出典：発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会
(令和元年度 第1回)資料3 令和2年2月5日



○ 品確法の改正を踏まえると、地方公共団体においても、業務の成果の品質向上が期待できる入札契約方式の導入促進が求められる。

5. 地方公共団体の今後の発注方式に関する考察

■技術力で評価する入札契約方式の導入促進に向けた取組

(1) ツール類の整備

➤ 発注の手間を軽減するため、国土交通省等の成果を活用し、発注の際に必要な情報や様式が一つにまとめられているツールを整備。

- ①各地方公共団体版の運用ガイドラインの作成
- ②評価項目と配点割合の整備
- ③各地方公共団体版の発注方式選定表の作成
- ④手続きに必要な各種文書、様式類の整備
- ⑤啓発用のパンフレット類の作成

5. 地方公共団体の今後の発注方式に関する考察

■技術力で評価する入札契約方式の導入促進に向けた取組

(2)成果の品質をモニタリング・活用する仕組みの整備

- 新しい取組の効果を測定し、課題の改善につなげ、地域の担い手の育成につながるよう、成果の品質をモニタリング・活用する取組の実施。

①業務成績評定要領の作成

②優良業務・優良技術者表彰制度の運用

③他機関との業務成績等の情報共有と活用の取組の推進

(3)導入のハードルを下げる

- プロポーザル方式や総合評価落札方式の手続きになれるため、簡易な技術評価を行う方式の導入から始める。

①簡易型プロポーザル・総合評価落札方式の導入

6. 今後の課題等

- ✓ 新たな取組の実施に際しては、これまでと同様に、業務内容に応じて適切に地域要件を設定するなど、**地方のコンサルタント等の担い手確保・育成に配慮**が必要。
- ✓ 地方公共団体の発注方式の検討の際には、住民への説明責任の観点から、**客観データによる現状の調査・分析**の結果に基づき、**地域特有の事情**も踏まえることが必要。
- ✓ 構築した仕組みについては、継続的にモニタリングし、改善を行っていくことが重要であり、そのための**データの収集とストック**が必要。



○ JICEでは、国土交通省の入札・契約に関する各種データの分析や施策の評価等の実績を有しており、そのノウハウを活かして、地方公共団体における入札・契約制度の改善に向けて協力してまいりたい。